

軽自動車税の税率について

【原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等】

車種		税額
原動機付自転車	50cc 以下 (特定小型原動機付自転車含む)	2,000 円
	50cc 超 125cc 以下かつ 最高出力 4kW 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪の小型自動車		6,000 円

【三輪、四輪以上の軽自動車】

三輪及び四輪以上の車両は初度検査年月等により、現行税率、新税率、重課税率、グリーン化特例（軽課）適用税率のいずれかの税率となります。

車種			税額		
			(ア) 現行税率	(イ) 新税率	(ウ) 重課税率
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

(ア) 現行税率…初度検査年月が平成 27 年 3 月までのものは現行税率のままです。

(イ) 新税率…初度検査年月が平成 27 年 4 月以降のものは新税率が適用されます。

(ウ) 重課税率…初度検査年月から起算して 13 年を超えるものは (ア)、(イ) にかかわらず、重課税率が適用されます。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車・被けん引車は除きます。)

◆グリーン化特例（軽課）適用税率

令和8年4月1日から令和10年3月31日までに新規取得した軽四輪等のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、取得の翌年度のみ軽自動車税の税率が軽減されます。

車種等		グリーン化特例適用税額（軽課）		
		概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車※1	三輪	1,000円	—	
	乗用	営業用	1,800円	—
		自家用	2,700円	—
	貨物用	営業用	1,000円	—
		自家用	1,300円	—
営業用乗用車	(ア) かつ (イ)	—	3,500円	

※1：H21 排出ガス規制 NOx10%以上低減達成車、または H30 年排出ガス規制適合車

(ア)：H17 年排出ガス基準 75%低減達成車、または H30 年排出ガス基準 50%低減達成車

(イ)：R2 年度燃費基準達成、かつ R12 年度燃費基準 90%達成車